



平成30年7月
豪雨関連

平成30年7月10日
道路局道路交通管理課

「平成30年7月豪雨」に係る
特殊車両通行許可の迅速化について
～被災地域の物流確保や早期復旧等を支援～

国土交通省は、本日より、被災地域の物流確保や早期復旧等の観点から、企業活動等に伴う特殊車両通行許可申請の「目的地」又は「出発地」が以下の県の場合は、最優先で処理を行い、可能な限り迅速に許可証の交付を行うこととしました。

対象：岡山県、広島県、愛媛県、福岡県

【参考】

上記内容については、特車PRサイト

(<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>)においても掲載します。

<問い合わせ先>

道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 せきや 関谷・犬飼 (内線 37436・37425)

(代表) TEL:03-5253-8111

(道路交通管理課直通) TEL:03-5253-8483 FAX:03-5253-1617

特車通行許可制度の概要

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路管理者に特車通行許可を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可

